

各市町村子育て短期支援事業担当課長 殿
各市町村乳児家庭全戸訪問事業担当課長 殿
各市町村養育支援訪問事業担当課長 殿
各市町村子どもの生活・学習支援事業担当課長 殿
各児童養護施設等代表者 殿

奈良県こども・女性局こども家庭課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等職員向け新型コロナに関するメンタルケア相談窓口の開設について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき、ありがとうございます。
社会福祉施設等は、コロナ禍においても感染防止対策を講じながら事業を継続していただいております。コロナ禍の終息の見通しの立たない中、各施設の職員は、感染防止対策への不安や疑問を抱えるなど、これまでにないストレスの中で献身的にご尽力いただいております。

県では、8月4日から社会福祉施設等の職員のための新型コロナウイルスに関するメンタルケア相談窓口を下記のとおり設置します。

つきましては、各事業担当職員又は各施設等職員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

◆メンタルケア相談窓口

本業務は奈良県が奈良県臨床心理士会に委託して実施するものです。

臨床心理士の資格を持った専門相談員が、電話相談や訪問相談等に対応します。

不安を感じている方、気分が落ち込んでいる方、またそれによって業務に影響を及ぼしているような場合、ぜひご相談ください。相談内容等の秘密は守られます。

・電話番号： **0742-81-8528**

・相談対応時間

月曜日から金曜日：9時～17時（受付終了時間：16時30分）

※祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

・開設期間

令和2年8月4日～令和3年3月末（予定）

・対象者

①子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業担当職員、子どもの生活・学習支援事業担当職員

②児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、婦人相談所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含みます。）、母子家庭等就業・自立支援センター）勤務職員

※①及び②とも、正規・非正規、職種を問わず、全ての職員を対象とします。

※現在、広報用のチラシ等を準備中です。詳細につきましては改めてお知らせいたします。

奈良県 こども・女性局 こども家庭課
児童虐待対策係 片岡、森田
TEL：0742-27-8605